

カリフォルニア勤労機会及び子供に対する責任 (カルワークス) 養育費の所得非算入/パススルー規則に係る変更

カルワークス養育費の所得非算入/パススルー規則が変更されました。

従前の規則 :

あなたがご自身の子供のためにカルワークスを受領するとともに養育費を受領されているとき、ほとんどの場合は、徴収される養育費の中の最大限50ドルまであなたの郡の児童養育費徴収局 (LCSA) からパススルーの形で受領されるものであり、当該金額は、あなたのカルワークスの適格性及び補助の額を計算する際に参入又は計上されないものとします。一定の子供のみの案件については、養育費の全額は、家族にパススルーとして渡され、最大限50ドルまでを所得非算入としたうえで残額は所得として計上されることとなります。

親権を有さない親 (NCP) から養育費を直接に受け取るカルワークス家族は、通常の場合、同一の額が所得非算入とされたうえで残額は所得として計上されることとなります。

新しい規則 :

2022年1月1日以降、又はこれらの改正が郡当局のコンピューターシステムにプログラム可能となった時の何れかの遅い時点から、新しい養育費の額がパススルーとなる (あなたに送付されること) とともに、所得非算入の額は、補助ユニット (AU) に属する一名の子供を擁する家族について最大限100ドルまで、また、AUに属する二名以上の子供達を擁する家族について最大限200ドルまで増やされることとなります。養育費の所得非算入に関するその他の規則は変更されません。

現金補助オプション (SB 380) に代わる養育費の適格性に変更 :

養育費を受け取っているためカルワークスの現金補助の対象に含まれていない義理の兄弟姉妹又は父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹である子供を擁する場合、そのオプションが変更される場合があります。この所得非算入とされる額の増加は、あなたのAUの現金補助からの除外される資格を有するために、あなたの子供が受領すべき養育費の額を増加させることとなります。

あなたの義理の兄弟姉妹又は父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹である子供が現金補助に代わる養育費のオプションに参加する資格をもはや有しない場合、及び彼らがあなたのAUの現金補助の対象に戻される場合、あなたは、その旨の措置の通知を受領されることとなります。あなたが請求しない限り、この変更が期間中になされることはありません。あなたの子供がAUの現金補助の額から除外される適格性をもはや満たさない場合であって、より早く再度補助の対象に戻すことを希望されるときは、所管の郡当局に通知する必要があります。

あなたに係るカルワークス案件に係る変更、所得非算入に係る規則、又は子供をご自身のAUの現金補助の対象に戻すことについて質問がおありの場合は、カルワークス適格性担当者にご連絡ください。養育費について質問がおありの場合は、最寄りの養育費に係る公的機関 (1-866-901-3212) に連絡されることも可能です。

カルフレッシュの変更 :

現金補助の変更はカルフレッシュの給付に影響する可能性があります。カルフレッシュの給付が変更される場合は、別途の通知を受領されることとなります。